

自治体DX推進計画に掲載されている 閣議決定文書（令和7年度版）

令和7年7月
総務省

※前年度からの主な変更点は赤字

1. はじめに 1.1 自治体におけるDX推進の意義（P2）「目指すべきデジタル社会のビジョン」 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）（抄）（P7）

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組 3. 目指す社会の姿

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（2020年12月25日閣議決定）では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、具体的には、場所や時間を問わず、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルにあったサービスが受けられ、働き方ができ、また、自然災害や感染症等の事態に対して強靱な社会を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

デジタル社会形成基本法の施行後、最初に策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（2021年12月24日閣議決定）において、ビジョンを実現するために、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFTの推進を始めとする国際戦略の推進を定めている。**この6つの目指す社会は、2. で示した直面する課題と情勢変化を踏まえつつ、現在においても、引き続き、政府として追求していくべきものである。**

1. はじめに 1.1 自治体におけるDX推進の意義（P3）「構造改革のためのデジタル原則」 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）（抄）（P33）

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組 5. デジタル社会の実現に向けての理念・原則 （3）構造改革のためのデジタル原則

デジタル臨時行政調査会は、デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する5つの原則からなる「構造改革のためのデジタル原則」（①デジタル完結・自動化原則⁵⁸、②アジャイルガバナンス原則⁵⁹、③官民連携原則⁶⁰、④相互運用性確保原則⁶¹、⑤共通基盤利用原則⁶²）を2021年12月に策定した。これらの原則を踏まえ、デジタル時代にふさわしい政府への転換を進めていく。

58 書面、目視、常駐、実地参加等を義務付ける手続・業務について、デジタル処理での完結、機械での自動化を基本とし、行政内部も含めエンドツーエンドでのデジタル対応を実現すること。国・地方公共団体を挙げてデジタルシフトへの組織文化作りと具体的対応を進めること。

59 一律かつ硬直的な事前規制ではなく、リスクベースで性能等を規定して達成に向けた民間の創意工夫を尊重するとともに、データに基づくEBPMを徹底し、機動的・柔軟で継続的な改善を可能とすること。データを活用して政策の点検と見直しをスピーディに繰り返す、機動的な政策形成を可能とすること。

60 公共サービスを提供する際に民間企業のUI/UXを活用するなど、ユーザー目線で、ベンチャーなど民間の力を最大化する新たな官民連携を可能とすること。

61 官民で適切にデータを共有し、世界最高水準のサービスを享受できるよう、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野間のばらつきを解消し、システム間の相互運用性を確保すること。

62 ID、公的基礎情報データベース（ベース・レジストリ）等は、国・地方公共団体や準公共といった主体・分野ごとの縦割りで独自仕様のシステムを構築するのではなく、官民で広くデジタル共通基盤を利用するとともに、調達仕様の標準化・共通化を進めること。

1. はじめに 1.1 自治体におけるDX推進の意義（P3～4）「Web3」

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）（抄）（P10）

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組 4. 取組の方向性と重点的な取組

（1）AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

②地方創生2.0（地域におけるデジタル・新技術の徹底活用）

NFT等web3²⁰を含む技術領域に関して安全・安心な環境整備のための基準の整備等を進めることにより、web3等の徹底活用による付加価値創出型の新しい地方経済創生を実現することを目指す。

20 web3とは、インターネット上で、主にブロックチェーン技術を基盤とする「トークン（ブロックチェーン上で発行・管理されるデジタルデータ）」を価値や権利の表象として活用することで、情報や価値のやりとりを個人間で自律分散的に行うことを可能にする新たなインターネットの概念及びそれに基づく潮流を指す。

2. 自治体におけるDXの推進体制の構築 （2）デジタル人材の確保・育成（P10）

「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）（抄）（P48）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現 2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（5）持続可能な地方行財政基盤の強化

自治体DXについて、定量的効果を把握しつつ、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」を始めとするフロントヤード改革、基幹業務システムの統一・標準化や地方税以外の公金納付への**eL-QR**の活用を始めとするバックヤード改革に一体的に取り組む。**システムやツールの共同調達・利用の取組を後押しする。**都道府県と市町村が連携した推進体制を構築し、その中で人材プール機能の確保を推進する。

2. 自治体におけるDXの推進体制の構築 (2) デジタル人材の確保・育成 (P10)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P128)

第2 重点政策一覧【No.5-10】都道府県と市町村が連携した推進体制の構築と地方公共団体におけるデジタル人材の確保・育成の促進

全ての都道府県が市町村と連携し、その中で市町村が求めるDX支援のための人材プールを構築できるよう、総務省は、都道府県による市町村支援のためのデジタル人材の確保について地方財政措置を講じるとともに、地方公共団体が計画的にデジタル人材の確保・育成に取り組めるよう伴走支援やノウハウ・優良事例等の横展開にも取り組み、**各都道府県における取組状況や課題の把握に努めつつ、取組の加速化に向けて、更なる支援の充実を図る。**また、総務省は、市町村におけるCIO補佐官等の任用等や、地方公共団体におけるDX推進リーダーの育成について地方財政措置を講じるとともに、デジタル庁など関係省庁と連携し、デジタル人材の確保や専門人材の派遣などを引き続き支援していく。

具体的な目標：

2025年度中に全ての都道府県で市町村と連携した推進体制（デジタル人材プール機能を含む）が構築できるようにする。

主担当府省庁：総務省

3. 各団体においてDXを進める前提となる考え方 (1) BPRの取組の徹底 (P21)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P32)

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

5. デジタル社会の実現に向けての理念・原則 (2) 業務改革(BPR)の必要性

デジタル化を進めるに際しては、オンライン化等が自己目的とならないように、本来の行政サービス等の利用者の利便性向上及び行政運営の効率化等に立ち返って、業務改革(BPR)に取り組む必要がある。

業務改革(BPR)の実施に当たっては、「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(2021年12月24日デジタル大臣決定。以下「情報システム整備方針」という。)に定めるサービス設計12箇条に基づき、利用者のニーズ、利用状況及び現場の業務を詳細に把握・分析した上で、あるべきプロセスを制度・体制・手法を含めて一から検討する。

第1条 利用者のニーズから出発する

第2条 事実を詳細に把握する

第3条 エンドツーエンドで考える

第4条 全ての関係者に気を配る

第5条 サービスはシンプルにする

第6条 デジタル技術を活用し、サービスの価値を高める

第7条 利用者の日常体験に溶け込む

第8条 自分で作りすぎない

第9条 オープンにサービスを作る

第10条 何度も繰り返す

第11条 一遍にやらず、一貫してやる

第12条 情報システムではなくサービスを作る

3. 各団体においてDXを進める前提となる考え方

(3) オープンデータの推進・官民データ活用の推進 (P24)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P71)

第2 重点政策一覧 [No.2-16] オープンデータの推進

- ・ **公共データのオープン化に関する取組は、データの公開や国民が活用できるオープンデータを策定する等の一定の進展が見られるものの、生成AIなど機械処理による活用も見据えると、従来の考え方の見直しが必要。具体的には、AI学習データとしてのオープンデータのあり方など従来の取組の再確認を進め、ソースコード等といったオープンデータの定義に基づいて公開可能なものを促進し、政府等の既存の実証事業等を参考にAIが適切に認識できる、より機械可読性の高いデータの自動生成や更新を可能とするよう、オープンデータ提供者と利用者双方の生産性を飛躍的に高めうる施策が必要。**
- ・ **これにより、データの利用しやすさの改善や、行政事務支援業務等における運用コストの削減等、政府が提供するデジタルサービスの開発にオープンデータが一定の貢献を担う。**

具体的な目標：

行政保有データのオープン化や機械可読性を向上させるため、昨年のオープンデータ基本指針の改正を踏まえ、**公共データ利用規約(PDL)の適用の推進や、自治体標準オープンデータセットの更なる見直しを進める。**さらに、自治体のオープンデータもe-Govデータポータルサービスで検索可能となるよう、**自治体とのメタデータ連携実施に向けた取組を進めるほか、**オープンデータ提供者に対して理解浸透や負担軽減に向けた方策を検討する。

主担当府省庁：デジタル庁

4. 取組事項 4.1 自治体DXの重点取組事項 (1) 自治体フロントヤード改革の推進 (P27)
「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P48)

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針 (5) 持続可能な地方行財政基盤の強化

自治体DXについて、定量的効果を把握しつつ、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」を始めとするフロントヤード改革、基幹業務システムの統一・標準化や地方税以外の公金納付へのeL-QRの活用を始めとするバックヤード改革に一体的に取り組む。**システムやツールの共同調達・利用の取組を後押しする。**都道府県と市町村が連携した推進体制を構築し、その中で人材プール機能の確保を推進する。

4. 取組事項 4.1 自治体DXの重点取組事項 (1) 自治体フロントヤード改革の推進 (P27～28) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P12)

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(1) AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

③AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

B マイナンバーカードの市民カード化の推進

マイナンバーカードを日常生活の様々なシーンに持ち歩き、安全、安心に様々な形で利用ができるようにする。

このため、健康保険証や運転免許証、在留カード等との一体化を推進するとともに、救急業務や健康・医療・介護分野、防災分野、就労分野等におけるマイナンバーカードの活用を推進する。

また、書かない窓口・図書館・健康・子育てなど、行政による市民サービスにおけるマイナンバーカードの利活用については、地方公共団体が共同利用できるシステムやアプリの提供を行うと共に、推奨すべきケースやソフト/システムを積極的に特定し、当該サービスの全国への展開を積極的に支援し、**オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」をはじめとした地方公共団体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革とあわせて引き続き推進する。**

4. 取組事項 4.1 自治体DXの重点取組事項 (1) 自治体フロントヤード改革の推進 (P28) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P64)

第2 重点政策一覧 [No.1-102] 総合的なフロントヤード改革の促進

- **総合的なフロントヤード改革を実施している団体は増加しているものの、取組の進捗に差が生じている。**
- このため、**2024年度中に構築した人口規模別の総合的な改革モデル等で得られた知見や効果等を踏まえながら、改革の進め方やポイントをまとめた手順書を作成し、オンライン申請や「書かないワンストップ窓口」をはじめとした地方自治体と住民との接点の多様化・充実化を図るフロントヤード改革の取組の横展開を図り、住民の利便性向上とデータ連携の強化等によるバックヤードも含めた業務効率化を進める。**
- **さらに、2025年度中にデータ連携の強化等に取り組むモデルの構築等を行うとともに、システムやツールの共同調達・共同利用の取組を後押しする。**

具体的な目標：

総合的なフロントヤード改革に取り組んでいる自治体数の拡大

主担当府省庁：総務省

4. 取組事項 4.1 自治体DXの重点取組事項 (1) 自治体フロントヤード改革の推進 (P30～31) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄)

第4 オンライン化を実施する行政手続の一覧等 (P117～118)

V 地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続

デジタル庁及び総務省は、次に掲げる手続について、地方公共団体が優先的に、かつ、早急に進めることができるよう、関係府省庁と連携しガイドラインの作成等により支援する。

a) 処理件数が多く、オンライン化の推進による住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる手続

b) 住民のライフイベントに際し、多数存在する手続をワンストップで行うために必要と考えられる手続

ア. 子育て関係

イ. 介護関係

ウ. 被災者支援関係

エ. 転出・転入手続関係

4. 取組事項 4.1 自治体DXの重点取組事項
(4) マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 (P43)

「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P20)

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加 (2) DXの推進

(デジタル・ガバメント)

デジタル社会のパスポートであるマイナンバーカードについて、円滑な取得環境の整備やカード機能のスマートフォン搭載、**マイナポータル**の継続的改善に加え、住民に合わせた公共サービスをプッシュ型で届ける「オンライン市役所サービス」、より質の高い様々なサービスを一枚で受けられる「市民カード化」により、**利便性の向上を推進する。国家資格のオンライン・デジタル化、マイナ保険証と医療費助成の受給者証等との一体化、マイナ救急の全国展開、マイナンバーカードと在留カードの一体化、マイナ免許証制度の円滑な運用など、様々な領域での利活用シーンの拡大に取り組む。なりすましのないサービス提供など、デジタル認証アプリを用いてマイナンバーカードの民間分野における利活用を加速させ、デジタル公共インフラとして更なる定着を目指す。**

4. 取組事項 4.1 自治体DXの重点取組事項
(4) マイナンバーカードの普及促進・利用の推進 (P44)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P10)

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

4. 取組の方向性と重点的な取組

(1) AI・デジタル技術等のテクノロジーの徹底活用による社会全体のデジタル化の推進

③AI・デジタル技術等のテクノロジーの活用による行政手続のデジタル完結の推進

(イ) マイナンバーカードの普及と利活用の推進

マイナンバーカードは官民を問わず、対面に加えオンラインでも確実な本人確認ができる「最高位の身分証」で、各種の手続をオンラインで完結できる安全・安心で利便性の高い「デジタル社会のパスポート」である。
引き続き、マイナンバーカードへの理解を促進し、円滑なカード取得のための申請環境及び交付体制の整備を更に進める。

また、個人向け行政サービスのオンライン窓口であるマイナポータル機能の拡大や継続的な改善に取り組むとともに、マイナンバーカードの健康保険証や運転免許証、在留カード等との一体化、救急業務や健康・医療・介護分野、母子保健分野における利用、マイナンバーカードを活用した被災者支援の充実、民間ビジネスにおける利用など、マイナンバーカードの利用シーンを拡大し、スマートフォンからオンラインで様々な行政手続ができる「オンライン市役所サービス」構想の推進、マイナンバーカードを日常生活の様々な局面で利用できるようにする「市民カード化」構想の推進、マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及に取り組む。

(前頁の続き)

さらに、スマートフォンへのマイナンバーカード機能（電子証明書及び基本４情報等）搭載やデジタル認証アプリサービスの継続的改善と利用拡大、デジタル認証アプリとマイナポータルアプリとの統合により、マイナンバーカードの利便性向上を進める。

4. 取組事項 4.1 自治体DXの重点取組事項 (5) セキュリティ対策の徹底 (P46～47)
「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P112)

第2 重点政策一覧 [No.3-108] 中長期の視点で全体最適となる「国・地方を通じたデジタル基盤」としてのネットワークの実現

- 今後、国・地方の適切な役割分担の下、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化、地方へのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入、行政職員の人材育成のための環境整備に向けた調査・分析・検証等を着実に進め、「2030年頃の国・地方のネットワークの将来像」(「国・地方ネットワークの将来像及び実現シナリオに関する検討会報告書」参照)の実現を目指す。
- 具体的には、「国民・住民に、国・地方の行政サービスを、柔軟かつセキュア、安定的に提供可能」、「国・地方のネットワーク基盤の共用化が行われ、効率性が向上」、「国・地方の職員が、セキュリティを確保しつつ、一人一台のPCで効率的に業務ができ、テレワーク等の柔軟な働き方が可能」とすることを目指して実施中の検証で明らかになった課題を踏まえながら取組を進める。**

具体的な目標：

国民・住民に、国・地方の行政サービスを、柔軟かつセキュア、安定的に提供可能」、「国・地方のネットワーク基盤の共用化が行われ、効率性が向上」、「国・地方の職員が、セキュリティを確保しつつ、一人一台のPCで効率的に業務ができ、テレワーク等の柔軟な働き方が可能」な環境を2030年頃までに目指す。

主担当府省庁：デジタル庁

関係府省庁：総務省

4. 取組事項 4.1 自治体DXの重点取組事項 (7) テレワークの推進 (P50)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P113)

第2 重点政策一覧 [No.3-111] テレワークの推進

- ・ **テレワーク導入率も首都圏一極集中となっており、ICTの利活用の格差や働きやすさ・働く機会の格差につながるため是正が課題。**
- ・ **相談支援や周知啓発等により導入が遅れている地方へのテレワークの普及を図ることで、地方における労働力を引き出し、地域への人材の定着や地域活性化、**地方創生2.0の実現に貢献する。****
- ・ **セキュリティ対策の考え方や対策例を示した「テレワークセキュリティガイドライン」等を必要に応じて策定・更新するとともに、周知啓発等を実施する。**
- ・ **国家公務員については、柔軟な働き方の実現や人材の獲得等の観点から、引き続きテレワークの定着を図る。テレワークの実施に関する統一的な基準を示すガイドラインや好事例等の周知により、各府省等におけるテレワーク環境の整備やテレワークを実施しやすい雰囲気醸成等を促す。**

具体的な目標：

＜民間のテレワーク＞ 2025年度には、テレワーク導入企業の割合について、南関東・近畿・東海を除く地域では、2021年度の35.4%から10ポイントの引き上げとなる45.4%を目指す。また、南関東・近畿・東海地域においては2021年度の60.2%を維持し、これらにより全国では55.2%を目指す。また、テレワーク導入済み企業における「テレワークセキュリティガイドライン」の認知状況を50%以上にすることを目指す。

(前頁の続き)

具体的な目標：

＜国家公務員のテレワーク＞ 2025年度までに、テレワークを活用することで、「新しい日常」に対応し、いかなる環境下においても必要な公務サービスを提供できる体制を整備。非常時における事業継続性の確保、職員のワークライフバランスに応じた多様な働き方を推進する観点から、効果的なテレワークを推進。

主担当府省庁：総務省

関係府省庁：内閣官房、人事院、内閣府、デジタル庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

4. 取組事項 4.2 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組
(1) デジタル実装の取組の推進・地域社会のデジタル化 (P53)

「地方創生2.0基本構想」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P28)

3. 政策の5本柱 (4) 新時代のインフラ整備とA I・デジタルなどの新技術の徹底活用

G X・D Xは、産業構造や立地動向の変容をもたらすとともに、地域の生活環境を改善するポテンシャルを秘めた新しい技術を生み出す。G X・D Xが進展する新時代に、地域経済や地域社会を円滑に適応させていくことが重要である。

このため、生活環境や地方経済を支える従来の基盤整備に加え、G X・D Xによって創出・成長する新たな産業の集積に向け、ワット・ビット連携などによるインフラ整備等を進め、面的に展開していく。また、最先端の技術を用いて誰もが豊かに暮らせる社会 (Society5.0) の実現に向け、A I・ドローンを始めとした様々なデジタル・新技術を徹底的に活用し、地方創生の推進を図っていく。

4. 取組事項 4.2 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組 (2) デジタルデバイド対策 (P55～56)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P7)

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組 3. 目指す社会の姿

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」(2020年12月25日閣議決定)では、デジタル社会の目指すビジョンとして「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、具体的には、場所や時間を問わず、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルにあったサービスが受けられ、働き方ができ、また、自然災害や感染症等の事態に対して強靱な社会を掲げており、このような社会を目指すことは、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めることにつながるとしている。

デジタル社会形成基本法¹⁵の施行後、最初に策定した「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2021年12月24日閣議決定)において、ビジョンを実現するために、①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども等の準公共分野のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFTの推進を始めとする国際戦略の推進を定めている。この6つの目指す社会は、2. で示した直面する課題と情勢変化を踏まえつつ、現在においても、引き続き、政府として追求していくべきものである。

15 令和3年法律第35号。

4. 取組事項 4.2 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組 (2) デジタルデバイド対策 (P57)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P17)

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組 4. 取組の方向性と重点的な取組

(2) AI-フレンドリーな環境の整備 (制度、データ、インフラ) ⑥デジタルの利用環境・インフラ整備

「デジタルインフラ整備計画 2030」(2025年6月策定)に基づき、光ファイバの未整備地域の解消や維持管理の確保、5Gの人口カバー率拡大、高周波数帯等における電波監視能力の強化、非居住地域における利用用途に応じた通信環境整備、非地上系ネットワークやデータセンターの整備を推進する等、引き続き利用環境・インフラ整備を進めるとともに、**オール光ネットワークを中核とした次世代情報通信基盤 (Beyond 5G) や量子暗号通信の研究開発・社会実装、デジタルインフラ整備と一体的な地域課題解決に資するソリューションの創出・展開に取り組む。**

また、平時のみならず災害発生時においても安全・安心にデジタルを利用することができるよう、安全・安心で信頼できる通信インフラの構築・運用を推進するとともに、災害発生時における通信確保の体制整備を促進する。

デジタル社会における重要な社会基盤であるクラウドサービスについて、海外に過度に依存することなく我が国が自律的にそのサービス提供能力を確保するためには、我が国に根ざしたクラウドサービス産業を育て、競争力を高めていくことが不可欠である。このため、民間や政府等のユーザー側のニーズとすり合わせながら、クラウド技術の開発を支援していく。

4. 取組事項 4.2 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組
(2) デジタルデバйд対策 (P57)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P26)

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組 4. 取組の方向性と重点的な取組

(4) 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組

① デジタルリテラシー (デジタルを正しく理解し活用する力) の向上

デジタル社会による利便性向上を誰もが享受できる環境を作るため、青少年や高齢者を含む幅広い世代におけるデジタルリテラシー向上に取り組むほか、デジタル推進委員の取組を継続的に実施し、動画等の分かりやすいコンテンツ等も活用して、高齢者や障害者をはじめ、デジタル機器やサービスに不慣れな方の不安解消に取り組む。既に国、地方公共団体、各種団体等が行っているデジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する事業や取組とも連携し、これらの事業や取組に携わる方を経済産業省・独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) のデジタルスキル標準等を基に、横断的にデジタル推進委員またはデジタル推進よびかけ員として任命し、幅広く国民運動として展開していく。

4. 取組事項 4.2 自治体DXの取組とあわせて取り組むデジタル社会の実現に向けた取組 (2) デジタルデバйд対策 (P57～58)

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和7年6月13日閣議決定) (抄) (P26)

第1 目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組 4. 取組の方向性と重点的な取組

(4) 安全・安心なデジタル社会の形成に向けた取組

②アクセシビリティ(誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境)の確保

ウェブコンテンツ(行政サービス、申請・手続システムやウェブサイト上のコンテンツ、動画、SNSを介した発信情報、各種掲出資料等を含む)や放送において誰でもデジタルに関する製品やサービスを利用できる環境(アクセシビリティ)の確保を徹底し、すべての方々にとってアクセス可能となる情報コミュニケーション基盤を確立する。そのため、WCAG2.2⁴⁷等の国際的な最新技術動向も踏まえ、必要に応じてウェブアクセシビリティ導入ガイドブックの改定を行うとともに、**行政機関の情報提供や行政手続を目的としたウェブサービス等に活用するためのデジタル庁デザインシステムやガイドライン等の拡充を行い、関係府省庁や地方公共団体への展開を推進するとともに、ウェブサービス等のUIを開発する際に参照すべき簡易チェックリストやユーザー評価取得のガイドライン等を拡充、改善に繋げる。また、ガイドライン等に基づき、AI技術を活用して、要件定義における画面設計のプロトタイピングツール等の提供のほか、各省のサービス等を評価し、改善案を提供する。放送についても、情報アクセス機会の均等化を実現する。**

47 Web Content Accessibility Guidelines 2.2 (W3C Recommendation 05 October 2023)

（前頁の続き）

また、利用者中心のデジタルサービスの提供にあたっては、「窓口で相談してからオンラインで申請」、「ウェブ自動応答（チャットボット）で問い合わせをしてからオンライン手続」等、アナログとデジタルのメリットを組み合わせ、利用者にとって最も利便性が高く、体験が良くなる手段を選択できることが望ましい。そこで、各サービス利用者が得られる価値を、利用者の立場に立って最大化するため、各サービス間で情報を連携して利用体験を連動させることで、すべての方々にサービスの利用機会・体験が保障されるようにする。デジタル庁及び総務省は、サービス改善に取り組む行政関係者向けの情報提供や行政評価の枠組みの検討を行う。